

# 米原市自治基本条例ができるまで

## 条例づくりへの取り組み

米原市は平成 17 年 2 月に坂田郡山東町、伊吹町、米原町が合併し、さらに同年 10 月に近江町が合併して誕生しました。

米原市での自治基本条例制定への取り組みは、2 度目の近江町との合併以前から始まっています。平成 17 年 5 月に、米原市と、合併前の近江町との住民の有志（全員公募委員）で「新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会」が発足し、スタートしました。

合併して間もない、2 度目の合併を控えている時期に、条例づくりをスタートさせたは、新しく誕生したまちだからこそ、50 年・100 年先まで見据えた米原市のまちづくりをスタートさせるにあたり、しっかりとした基盤・骨組みが必要であり、早く米原市のまちづくりのルールを整備することが必要であると考えたからです。

合併新市・米原市の条例づくりは、各地域を巡り、旧町のまちの特性・まちづくりの特徴をフィールドワークすることから始まりました。旧町のまちづくりの特性などを活かし、そのうえで米原市のまちづくりのルールを決めるため、本音の議論を重ねることが重要なことでした。

つくる会からの答申を受けて、市議会との調整を始めると同時に、市民の方の広い意見をいただくためにパブリックコメントを実施し、さらなる議論の発展が必要との判断から、2 回目のパブリックコメントを実施した後、平成 18 年 7 月公布、9 月施行の条例が制定されました。

## 条例骨子の検討

- 検討組織 新・米原市のまちづくり基本条例をつくる会
- 組織内容 会 長：山本 孝雄 副会長：大長 弥宗治  
顧 問：富野 暉一郎（龍谷大学法学部教授）  
会員数 顧問：1 名、市民会員：28 名、職員ワーキンググループ委員：17 名
- 活動内容 全体会 計 13 回、グループワーク延べ 22 回

平成 16 年に山東町、伊吹町、米原町でまちづくり基本条例の検討を始める。		
全体会	開催期日	内 容
第 1 回	平成 17 年 5 月 30 日	講演等 「なぜ、まちづくり基本条例が必要か。条例のつくり方」
第 2 回	平成 17 年 6 月 9 日	ワークショップ等
第 3 回	平成 17 年 6 月 23 日	ワークショップ（条例に盛り込むべき項目）等
第 4 回	平成 17 年 7 月 17 日	ワークショップ（市内現地確認による課題、感想）等
第 5 回	平成 17 年 7 月 31 日	ワークショップ（市内現地確認による課題、感想）等
第 6 回	平成 17 年 8 月 7 日	講演等 “多摩市市民自治基本条例をつくる会代表 大津山氏”
第 7 回	平成 17 年 8 月 22 日	項目の整理、組み立て等
第 8 回	平成 17 年 9 月 3 日	前文・基本理念の検討等
平成 17 年 10 月 1 日 米原市と近江町の合併		
第 9 回	平成 17 年 10 月 8 日	項目の検討、整理等
第 10 回	平成 17 年 11 月 12 日	各グループワーク発表等
第 11 回	平成 17 年 11 月 26 日	各グループワーク発表等
第 12 回	平成 17 年 12 月 5 日	前文協議章立て・項目・文言の整理、前文協議
第 13 回	平成 17 年 12 月 12 日	前文、全体構成確認

グループワーク等開催期間	内 容
10月18日～11月9日	章立ての基本となる5グループで計11回のグループワーク
11月18日～11月24日	5グループで全体構成を検討
11月28日～12月2日	5グループで章立て・項目・文言の整理
12月2日	前文起草委員会

■答申 平成17年12月21日「米原市自治基本条例の骨子について（答申）」

## 条例案について

### ■パブリックコメント

- \* 第1回目 期間：平成18年1月23日～2月22日  
意見：3名18件[7箇所修正]
- \* 第2回目 期間：平成18年4月10日～5月10日  
意見：5名28件[6箇所修正]  
その他：より広く意見を頂けるように、条文の説明を加えた資料を添付して2回目のパブリックコメントを実施。

### ■フォーラム等

- \* 米原市自治基本条例フォーラム ―自治基本条例と私たちの暮らし―  
平成18年2月12日 ルッチプラザベルホール 310 137名参加
- \* 米原市自治基本条例 まちづくり懇談会  
平成18年4月16日～19日 64名参加  
4月16日 10:00～米原公民館、13:30 ルッチプラザ  
4月18日 19:30～近江公民館  
4月19日 19:30～薬草の里文化センター

## 条例の内容と議論について

### ■自治基本条例の役割

米原市自治基本条例は、具体的な規制や制限が規定された条例ではなく、まちづくりの基本的な方向性を示す理念条例です。このため、条例第29条では最高規範としての性質を規定し、米原市の関係者が自治基本条例を守り育てることが、まちづくりを推進することに繋がると位置付けています。

つくる会の中でも、制度の中身や具体的な事項や中身についての議論も行われましたが、理念条例としての性格から、その議論内容を反映することのできる条文とすることで調整が行われました。具体的な取り組み等については、条例に基づき議論・検討していくこととし、その推進体制を確保するため条例第28条で米原市自治基本条例推進委員会の設置が規定されています。

そして、市民が議論して制定したまちづくりの基本的な方向性を示す条例が、首長の交代等により市民の意思の確認もなく変更になったり後退したりすることのないよう、条例の改廃については厳しい条項が規定されました。（条例第30条）